

江戸川河口だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
電話03-3679-1460
2008年10月06日【第31号】

洪水からの安全性を高め、皆さんに利用しやすい堤防にします 工事中はダンプの出入りが多くなり、皆さんにご迷惑をおかけします

11月から江戸川区内での堤防工事が始まります。この工事は背後地に人家が密集し、破堤した時大きな被害となることから、堤防を大きくして洪水時の安全性を高めるために行うものです。また、斜面を緩やかにするため河川を利用している皆さんが、より利用しやすいようになります。

工事中は、ダンプの出入りが多くなり、皆さんにご迷惑をかけると思いますが、よろしくお祈いします。



堤防の道路が広がります

堤防斜面が緩やかに



9月の申請受付件数

河川法の条項等	H19年度	H20年9月	H20年9月まで
第24・26条	64件	9件	34件
第55条	30件	2件	15件
一時使用	305件	14件	134件
その他	13件	0件	5件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築等の許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

※申請が重複しているものは、1つでカウントしました。



河川敷の道路が舗装

江戸川の河川敷などでも自転車は、ルール・マナーを守ってください

先月、江戸川水門のところで自転車と自転車の接触事故がありました。1台は左側に避け、対向車のもう1台は右側に避け、接触してしまったようです。サイクリング道路を見ると、右側を走っている方、並んで走っている方、携帯電話で話しをしながら走っている方々の方を見かけます。自転車に乗る時のルールやマナーは、どうなっているのでしょうか？

今回は、『自転車文化センター』の協力を得て、守って欲しい点をまとめてみました。



車道の左側を走りましょう！



夜間ライトをつけましょう！



傘をさしながら運転するのはやめましょう！



自転車通行可の歩道を走るときは歩行者が優先です



携帯電話を利用しながら運転するのはやめましょう！



スピードの出しすぎはやめましょう！

自転車文化センターのホームページから、河川敷やサイクリング道路などで守って欲しい6つのルール・マナーを掲載して見ました。自転車に乗っている皆さん、ルール・マナーを守って、安全にご利用ください。

江戸川放水路河川利用のルール守って

地元自治会、漁業組合などや市川市、江戸川河川事務所で作っている「江戸川放水路水面利用等協議会」で、10月5日（日）午前中に「バーベキューは直火は、ダメよ」等という河川のルールを知って頂くためにチラシ配布を行いました。9人が参加しました。

あ と が き

今回は、表面に11月から江戸川区内で施工される堤防工事のことを紹介させて頂きました。河川内での工事は、増水しやすい時期を避け、11月から翌年の5月まで行うことになっています。

橋梁管理者などの占有者が行う耐震補強工事等も数カ所行われますので、よろしくお願い致します。

当出張所では、10月から『江戸川河口だより』を江戸川区、葛飾区、市川市などの窓口に置いて貰うと共に、江戸川沿いのバス停に雨に濡れても大丈夫にして、貼らせて頂きました。

また、クリーンスパ市川の玄関にも置いて頂きました。

多くの方に、江戸川下流部のことを知って頂くために積極的にPRしていきますので、よろしくお願い致します。

『江戸川河口だより』編集長（上林喜美夫）



参加した方々

チラシ配布を



ゴミは持ち帰りましょう

江戸川河口出張所の10月以降の予定

番号	参加	月日	曜日	予 定
1		10月3日	(火)	工事の工程会議(毎週金曜日)
2		10月5日	(日)	江戸川放水路河川利用啓発チラシ配布
3	★	11月13日	(水)	警視庁災害対策訓練
4		11月28日	(金)	工事関係安全協議会

★印は、一般の方が参加できるものです。